

墨田区客引き行為等の防止に関する条例を公布する。

平成26年6月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第23号

## 墨田区客引き行為等の防止に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和37年東京都条例第103号）その他の法令等及び墨田区の他の条例に定めるもののほか、公共の場所における客引き行為等を防止するための必要な事項を定め、もって区民の生活の平穩を保持するとともに、安全で安心な生活環境を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

公共の場所 道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所をいう。

客引き行為 人の身体に触れ、通行を妨げ、身辺につきまとう等執ような方法により客となるように人を誘う行為をいう。

ピンクちらし 次のいずれかのものを掲載し、かつ、電話番号等の連絡先を記載したちらし、ビラその他の物品をいう。

ア 性的好奇心をそそる、衣服を脱いだ人の姿態の写真又は絵

イ 性的好奇心をそそる、人の下着姿、水着姿等の写真又は絵であって、人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表すもの

ウ 人の性的好奇心に応じて人に接する役務の提供を表す文言

区民等 区内に在住し、滞在し、又は区内を通過する個人をいう。

事業者 区内において事業（その準備行為を含む。）を行う法人その他の団体又は個人をいう。

### (運用上の留意点)

第3条 この条例の適用に当たっては、区民等又は事業者の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

### (区の責務)

第4条 区は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等の防止に係る意識啓発の推進、区民等又は事業者が行う自主的な活動の支援等必要な施策を実施するものとする。

2 区は、前項の規定による施策の実施に当たり、警察その他の関係機関との協力及び連携を図るものとする。

(区民等及び事業者の責務)

第5条 区民等及び事業者は、客引き行為等を防止するため、区が実施する前条第1項の施策に協力するよう努めるものとする。

(客引き行為の禁止)

第6条 何人も、公共の場所において客引き行為をしてはならない。

2 何人も、対償を供与し、又は供与の約束をして、他人に客引き行為をさせてはならない。

(ピンクちらし配布行為等の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

公共の場所においてピンクちらしを配布し、又は掲示すること。

みだりに住居等にピンクちらしを配り、又は差し入れること。

前2号に掲げるいずれかの行為を行う目的でピンクちらしを所持すること。

2 何人も、対償を供与し、又は供与の約束をして、他人に前項各号に掲げる行為をさせてはならない。

(指導)

第8条 区長は、前2条の規定に違反する行為をしていると認められる者に対し、口頭で当該行為を中止するよう指導することができる。

2 区長は、あらかじめ指定する者に前項の規定による指導を行わせることができる。

(警告)

第9条 区長は、第6条又は第7条の規定に違反する行為を行った者に対し、当該行為を中止するよう警告することができる。

2 区長は、前項の規定による警告を行おうとする場合において必要があると認めるときは、当該違反した者及びその者に当該行為を委任し、又は命令したと認められ

る法人の代表者又は人に対し、資料の提出を求める等必要な調査を行うことができる。

(公表)

第10条 区長は、前条第1項の規定による警告を行った場合において、当該警告を受けた者が正当な理由がなく当該警告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、当該警告を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与え、その意見を聴かなければならない。

(店舗等場所提供者への通知)

第11条 区長は、前条第1項の規定により公表された者の営業その他の業務の用に供するための場所を提供している土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表された違反行為に係る事実を通知することができる。

(過料)

第12条 区長は、第9条第1項の規定による警告を行った場合において、当該警告を受けた者が正当な理由がなく当該警告に従わなかったときは、5万円以下の過料を科することができる。

(両罰規定)

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の過料を科することができる。

(通報)

第14条 区長は、第6条又は第7条の規定に違反する行為で、他の法令等の規定に抵触すると認められるものについては、速やかに警察等の関係機関への通報その他必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成26年12月1日から施行する。